○財務省告示第九十一号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表国立研究開発法人海上技術安全研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）

別表国立研究開発法人港湾空港技術研究所の項を削り、同表国立研究開発法人水産総合研究センターの項を次のように改める。

国立研究開発法人水産研究・教育機構	国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）

別表国立研究開発法人電子航法研究所の項、国立研究開発法人農業環境技術研究所の項、国立研究開発法人農業生物資源研究所の項及び国立研究開発法人放射線医学総合研究所の項を削り、同表国立研究開発法人理化学研究所の項の次に次のように加える。

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）

別表自動車検査独立行政法人の項、独立行政法人航海訓練所の項、独立行政法人交通安全環境研究所の項及び独立行政法人国立大学財務・経営センターの項を削り、同表独立行政法人国立文化財機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人自動車技術総合機構	独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）

別表独立行政法人種苗管理センターの項及び独立行政法人水産大学校の項を削り、同表独立行政法人造幣局の項の次に次のように加える。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）

別表独立行政法人大学評価・学位授与機構の項及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所の項を削り、同表独立行政法人労働者健康福祉機構の項を次のように改める。

独立行政法人労働者健康安全機構	独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第百七十一号）

○財務省告示第九十二号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表国立研究開発法人海上技術安全研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）

別表国立研究開発法人港湾空港技術研究所の項を削り、同表国立研究開発法人水産総合研究センターの項を次のように改める。

国立研究開発法人水産研究・教育機構	国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）

別表国立研究開発法人電子航法研究所の項、国立研究開発法人農業環境技術研究所の項及び国立研究開発法人農業生物資源研究所の項を削り、同表国立研究開発法人放射線医学総合研究所の項を次のように改める。

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）

別表自動車検査独立行政法人の項、独立行政法人航海訓練所の項、独立行政法人交通安全環境研究所の項及び独立行政法人国立大学財務・経営センターの項を削り、同表独立行政法人国立文化財機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人自動車技術総合機構	独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）

別表独立行政法人種苗管理センターの項及び独立行政法人水産大学校の項を削り、同表独立行政法人造幣局の項の次に次のように加える。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）

別表独立行政法人大学評価・学位授与機構の項及び独立行政法人労働安全衛生総合研究所の項を削り、同表独立行政法人労働者健康福祉機構の項を次のように改める。

独立行政法人労働者健康安全機構	独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第百七十一号）

○財務省告示第九十三号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日以後に支出する寄附金について適用する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

第二号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

○財務省告示第九十四号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第五号の規定に基づき、日本赤十字社が平成二十八年四月一日から同年九月三十日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄、原爆病院設備の整備及び救急医療体制の整備に充てるための寄附金